

印西地区環境整備事業組合公告第3号

印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画等作成業務委託について、公募型プロポーザルを実施することから、次のとおり公告する。

平成27年2月23日

印西地区環境整備事業組合
管理 者 板倉 正直



1 業務内容

(1) 業務名

印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画等作成業務委託

(2) 業務内容

印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会及び印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会の円滑な運営を図るための総合支援（本業務の公募型プロポーザル募集要項を参照のこと）

(3) 履行期間

契約締結日（平成27年4月27日の予定）の翌日から平成28年3月31日まで。

(4) 提案限度額

18,360,000円（うち消費税及び地方消費税の額1,360,000円）

2 参加方法

本業務の公募型プロポーザル募集要項を参照のこと。

3 契約方法

公募型プロポーザルの手続きにより選定された最優秀提案者との随意契約

（本業務の公募型プロポーザル募集要項を参照のこと）

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加するための資格要件は、次のとおりとする。

(1) 本業務の公告日から参加申込書の提出期限までの間において、次の①から⑤に掲げる事項のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加することができないものとする。

また、参加申込書を提出し組合が受理した後であっても、契約締結までの間において同事項のいずれかに該当した者は、失格とする。

①印西地区環境整備事業組合建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置、又は他の公共団体から同様の措置を受けている者。

②地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

- ③手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
- ④本業務の契約締結日前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者及び会社更生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者、又は民事再生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- ⑤警察当局等から暴力団員が実質的に経営を支配する者、又はこれに準じる者として排除要請があり、当該状態が継続している者。

(2) 平成16年度において、本業務に類似した一般廃棄物処理施設の整備に関する業務委託（業務が完了し引渡しが済んだ地方公共団体の発注に限る）の受注実績を有する者であること。

(3) 直接的な雇用関係にある従業員の内から、次の①から④に掲げる担当者を選任することができる者であること。

なお、各担当者間の兼任はできないものとする。

①統括担当者（1人選任）

主任担当者と同等以上の業務�験を有する者で、本業務の統括的な指揮・監督を担任する。

②照査担当者（1人以上選任）

主任担当者と同等以上の業務�験を有する者で、成果品の照査を担任する。

③主任担当者（1人以上選任）

平成16年度において、本業務に類似した一般廃棄物処理施設の整備に関する業務経験（業務が完了し引渡しが済んだ地方公共団体の発注に限る）を5年以上有する者で、本業務の指揮・監督及び組合との業務打合せを担任する。

④担当者（1人以上選任）

平成16年度において、本業務に類似した一般廃棄物処理施設の整備に関する業務経験（業務が完了し引渡しが済んだ地方公共団体の発注に限る）を1年以上有する者で、主任担当者の補佐を行うことの他、主任担当者が不在の際は組合との業務打合せを担任する。

5 事務局（書類の提出先）

〒270-1352

印西市大塚一丁目1番地1

印西地区環境整備事業組合

印西クリーンセンター 次期施設推進班

T E L: 0476-46-2734

担当者：浅倉（内線261）・川砂（内線263）